

令和 8 年度介護施設等集団指導資料

北上市福祉部長寿介護課

電話：0197-72-8218（直通）

Mail：choju@city.kitakami.iwate.jp

令和 8 年度集団指導問合せフォーム

<https://logoform.jp/form/rtYq/1828494>

目次

1	介護給付費適正化事業（住宅改修点検）について（令和7年度実績）	・・・P2	
2-1	事故報告について	・・・P3	【資料01】
2-2	事故の傾向について	・・・P4	【資料02】
3-1	令和7年度運営指導結果について	・・・P5	
3-2	令和8年度運営指導計画について	・・・P6	
3-3	令和8年度岩手県介護保険施設等の指導に係る重点項目について（抜粋）	・P7～8	
4	協力医療機関に関する届出について	・・・P9～11	【資料03】
5	同居家族がいる場合の生活援助の取扱いについて	・・・P12	
6	受給者台帳情報に関する請求エラーについて	・・・P13～P15	
7	ケアプランデータ連携システムの介護保険資格確認等WEB サービスへの 移行等について（再周知）	・・・P16～17	【資料04】
8	市町村の区域を越えた地域密着型サービスの利用について	・・・P18	
9	各種提出・問合せ先について	・・・P19	

1 介護給付費適正化事業（住宅改修点検）について（令和7年度実績）

1 概要

介護給付適正化事業として、令和7年度住宅改修点検を実施したもの。

2 点検対象

令和6年度に支給決定した133件のうち、日常生活動線及び利用状況の訪問確認が必要と判断したもの5件

3 点検結果

- (1) 5件すべてにおいてサービス提供により利用者本人及び家族の困り事や不安が解消されていることが確認された。
- (2) サービス内容はいずれも適切であり、利用者の日常生活の維持や改善が認められた。また、施工箇所に關する不具合や不満は確認されなかった。
- (3) サービス内容の検討手順はいずれも適切であり、事業者により本人の状態像や住環境に応じた改修方法の提案がなされていた。また、リハビリテーション専門職を交えた多職種による検討が行われた事例もあり、利用者の状態・生活環境に合致した改修計画とするための体制作りがなされていた。

4 まとめ

令和7年度の点検においては、すべての事例において適切なサービス提供であることが確認された。提供内容が不適切と判断される場合には、利用者に対して支給費の返還を求める場合もあることから、引き続き適切なサービス提供に努めていただきたい。

2-1 事故報告について

1 事故報告について

- ① 介護サービス提供時に事故が発生した場合は保険者へ事故発生後5日以内に提出してください。
- ② その後状況の変化に応じて追加報告を行い、原因分析や再発防止について作成次第提出してください。
- ③ 消費者事故に関するものは別途報告してください。

2 事故報告の様式について

【資料01】のファイルにより提出してください。 ※PDF化せず、エクセルのまま提出のこと

3 事故報告の提出先について

誤送信等のリスク回避のため、LoGoフォームで提出してください。

※メールでの報告がありますが、件数の集計、受付の確認のため、LoGoフォームで提出のこと

URL:<https://logoform.jp/form/rtYq/91098> (長寿介護課提出報告フォーム)

2-2 事故の傾向について

4 令和7年度の事故報告の傾向について

- ① 死亡事故が2件あった。
- ② 全体としては102件。うち転倒・転落に起因する事故が71件と最も多く、うち50件が骨折。
- ③ 与薬もれなどの服薬関係が7件
- ④ 居室での発生は52件
- ⑤ 発生から報告までの期間が空いている案件があることから留意願いたい。

※ 詳細は資料02参照

改めての注意喚起

- ・見守り体制や職員間の引継ぎなどについて注意の徹底をお願いしたい。
- ・ヒヤリハット情報を通じて事故の防止策について職員間で共有いただきたい。

3-1 令和7年度運営指導結果について

1 概要

令和4年3月31日付け老発0331第6号「介護保険施設等の指導監督について」に則って実施した。

2 指導期間

令和7年11月25日から令和7年12月16日まで

3 実施事業所数 10事業所

グループホーム	4事業所
小規模多機能ホーム	1事業所
看護多機能ホーム	1事業所
居宅介護支援事業所	4事業所

4 全体の傾向

口頭指導のみとする事業所が1事業所、改善結果報告書の提出を求めた事業所は無かった。

5 口頭指導（懸念部分のみ）

刃物類（包丁・ハサミ）の配置・管理に留意すること。

3-2 令和8年度運営指導計画について

1 指導期間

令和8年11月下旬から令和8年12月まで（予定）

2 県で実施した運営指導におけるこれまでの指摘事項について（参考）

- ・記録の整備等を適切に行うこと。
- ・契約書、重要事項説明書及び運営規定の記載事項に誤り、更新漏れがあるので修正すること。
- ・夜間及び深夜時間帯の人員基準は、満たしているものの、基準の考え方について理解が不足している部分があると思われることから、改めて基準を確認すること。
- ・平成30年度の改正で重要事項説明書に追加することとなった「第三者評価の実施状況」が漏れていたことから注意すること。
- ・避難対策は、利用者ごとに身体等の状況が異なるので、どのように対応するのも検討すること。等

3-3 令和8年度岩手県介護保険施設等の指導に係る重点項目について（抜粋）

1 非常災害対策及び感染症対策について

- （1）衛生管理、感染症や食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練（シミュレーション）を行うなど、感染症防止対策に万全を期すこと。
- （2）感染症や非常災害の発生時において、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定、研修、訓練を実施すること。
- （3）令和6年度から、業務継続計画未策定減算が新設されたことから、必要な措置が講じられていない場合には所定単位数が減算されることについて留意すること。
- （4）非常災害対策計画の策定や地域住民と連携した訓練等を実施すること。
- （5）居宅療養管理指導事業者については、令和9年3月31日までに業務継続計画の策定等に係る義務化の経過措置期間が終了することから留意すること。

2 住宅型有料老人ホーム等における過剰なサービス提供について

併設する介護事業所から過剰なサービスの提供など、入居者の自立支援や重度化防止の観点も考慮しながら、適正なサービス提供を確保すること。

3-3 令和8年度岩手県介護保険施設等の指導に係る重点項目について（抜粋）

3 高齢者虐待の未然防止及び苦情処理体制の整備について

- (1) 身体拘束が「有」の場合は、その様態及び時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録・保管すること。
- (2) 「L G B T」といった性的指向・性自認を持つ方に対しても配慮するよう、利用者の意思・人格を尊重したサービス提供に努めること。
- (3) 苦情処理体制（相談窓口、苦情処理の手順、苦情内容の記録等）について確認するとともに、利用者等に継続して周知を図る等、苦情処理の取組が効果的なものすること。
- (4) 令和6年度から、高齢者虐待防止措置未実施減算が新設されたことから、必要な措置を講じていない場合には、速やかに改善計画を提出する、また改善計画に基づく改善状況を報告すること。
- (5) 居宅療養管理指導事業者については、令和9年3月31日までに虐待の防止措置に係る義務化の経過措置期間が終了することから留意すること。

4 「書面掲示」規制の見直しについて

令和7年度から、運営規程の概要等の重点事項等について「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表すること。

5 中山間地域等における小規模事業所加算について

令和7年5月の算定分から、中山間地域等における小規模事業所加算の取得要件が弾力化されていることから、当該加算の新規取得に向けた動きを進めること。

4 協力医療機関に関する届出について（1/3）

1 概要

令和6年度介護報酬改定により、介護保険施設に対し、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、「1年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について指定権者に届け出ること」が義務付けられています。令和8年度においても協力医療機関と入所者の急変時等の対応を確認したうえで届け出を行うこと。

2 対象事業所

- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

3 提出書類

- ・【資料03】協力医療機関に関する届出書
- ・協力医療機関との協力内容が分かる書類（協定書等）※

※前回の届出時と協力医療機関との協力内容に変更がない場合は提出不要

4 協力医療機関に関する届出について (2/3)

4 提出期限

毎年度 3 月末まで

5 提出方法

LoGoフォームにて提出 ([URL:https://logoform.jp/form/rtYq/91098](https://logoform.jp/form/rtYq/91098)
(長寿介護課提出報告フォーム))

6 留意事項

- ・当該届出書を提出した後に協力医療機関の名称及び協力医療機関との契約内容に変更があった場合、再度届出書を提出すること。
- ・協力医療機関の名称等の変更がある場合、各サービスの変更届出書も併せて提出する必要があるため留意すること。

4 協力医療機関に関する届出について（届出書記入時の注意点）（3/3）

（別紙1）

協力医療機関に関する届出書

令和 年 月 日

北上市長 殿	
フリガナ 名称	
事務所・施設の所在地	(郵便番号) —
連絡先 事業所番号	(ビルの名称等) 電話番号 FAX番号
事業所・施設種別	☐ 1 (介護予防)特定施設入居者生活介護 ☐ 2 地域密着型特定施設入居者生活介護 ☐ 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 ☐ 4 介護老人福祉施設 ☐ 5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ☐ 6 介護老人保健施設 ☐ 7 介護医療院 ☐ 8 養護老人ホーム ☐ 9 軽費老人ホーム
代表者の職・氏名	職名 氏名
代表者の住所	(郵便番号) —
届出者	①施設基準（※1）第1号（※2）の規定を満たす協力医療機関
	入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日 令和 年 月 日 協力医療機関の担当者名
	②施設基準（※1）第2号（※3）の規定を満たす協力医療機関
	入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日 令和 年 月 日 協力医療機関の担当者名
	③施設基準（※1）第3号（※4）の規定を満たす協力病院
（事業所・施設種別4～8のみ）	
協力医療機関	④施設基準（※1）第3号（※4）の規定を満たす協力病院
	入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日 令和 年 月 日 協力医療機関の担当者名
	医療機関名 医療機関コード
	上記以外の協力医療機関
施設基準第1号から第3号の規定（※5）に当たり過去1年間に協議を行った医療機関数	
	協議をした医療機関との対応の取り決めが困難であった理由
施設基準第2号及び第3号の規定（※5）に当たり過去1年間に協議を行っていない場合、医療機関と協議を行わなかった理由	
届出後1年以内に協議を行う予定の医療機関	医療機関名（複数可）
（協議を行う予定の医療機関がない場合）基準を満たす協力医療機関を定めるための今後の具体的な計画（※6）	医療機関名
	協議を行う予定時期 令和 年 月
関係書類	別添のとおり

【地域密着型特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護】

施設基準※第1号及び第2号の規定を満たす協力医療機関を定め、対応の確認を行った日付、医療機関担当者を記入する。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

施設基準第1号～第3号の規定を満たす協力医療機関を定め、対応の確認を行った日付、医療機関担当者を記入する。

【共通】

- ・ 歯科医院等その他協力医療機関は、上記以外の協力医療機関欄に記入すること。
- ・ 入居者等が急変した場合等の対応の確認を行った日付、確認を行った協力医療機関の担当者名の記入も必要なため留意すること。

※施設基準第1号…入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

第2号…診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

第3号…入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

5 同居家族がいる場合の生活援助の取扱いについて

1 基本的な考え方

介護保険における訪問介護サービスのうち「生活援助」については、「単身の世帯に属する利用者又は家族や親族と同居している利用者であって、当該家族等の障害・疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるもの」に対し行われるものとなっており、さらに「障害・疾病のほか、障害・疾病がない場合であっても、同様にやむを得ない事情（以下「その他やむを得ない事情」）により家事が困難な場合」に行われることとされている。

2 市への届出（サービス利用前のケアプランの提出）に関する取扱いについて

- ・単身の利用者又は家族等の障害・疾病等の理由による場合 → 市への届出は**不要**
- ・その他やむを得ない事情による場合 → 市への届出が**必要**

3 その他留意事項

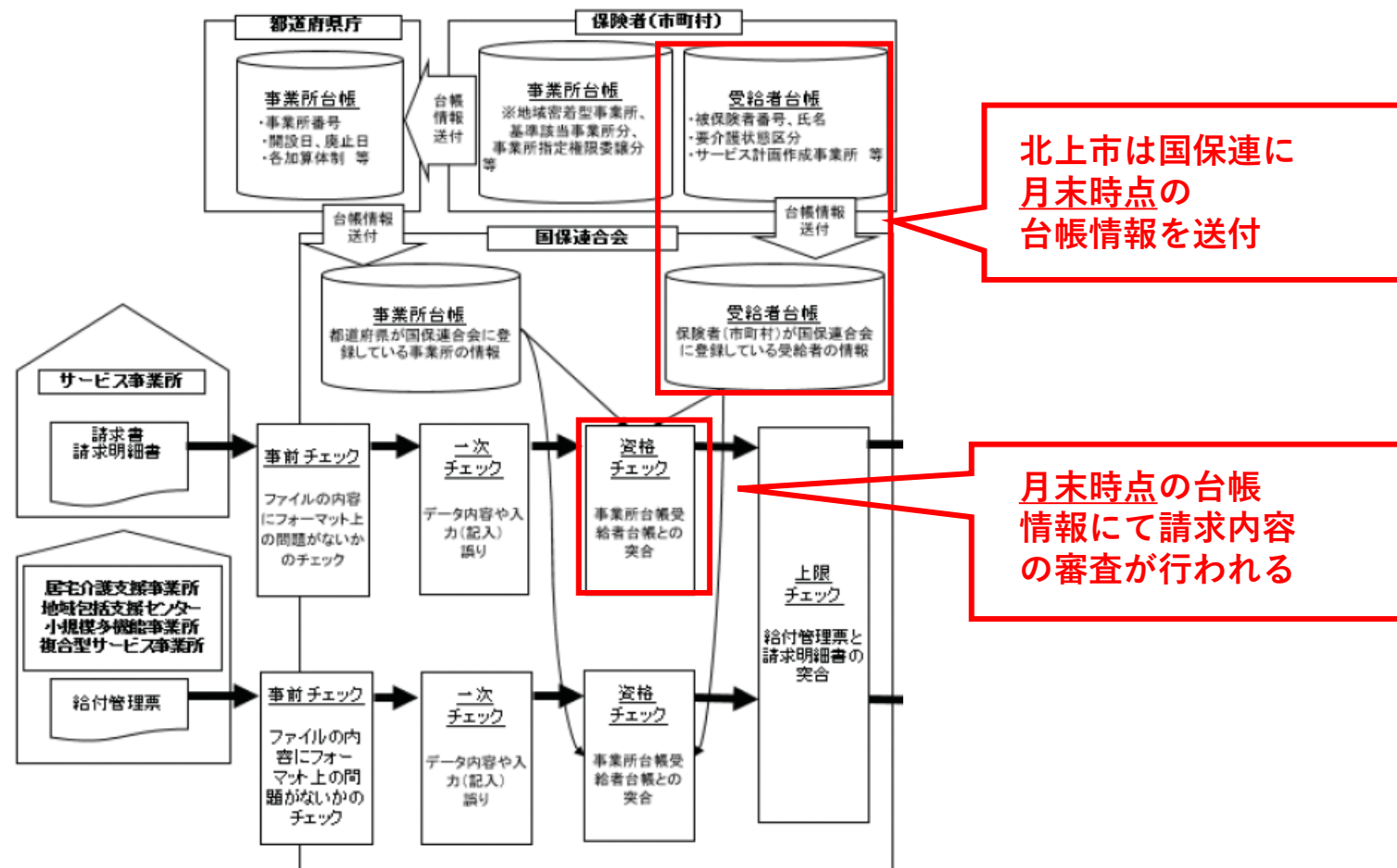
- ・単に同居家族が家事をしたことがない、したくない、同居家族等に負担をかけたくない等の場合は、その他やむを得ない事情に該当しないため留意すること。
- ・同居する家族等の全員が要介護・要支援の認定を受けている場合は、障害・疾病等の理由による場合に該当することとし、市への届出は不要とする。

6-1 受給者台帳情報に関する請求エラーについて (1/3)

1 概要

受給者台帳情報（介護度、サービス計画作成事業所、死亡等）に起因する請求エラーが毎月一定数発生している。北上市では毎月末時点の受給者台帳情報を国保連に送付していることを改めて確認のうえ請求すること。

2 審査支払の流れ



6-2 受給者台帳情報に関する請求エラーについて (2/3)

3 その他請求にかかるよくある問い合わせ

Q.1 9月に区分変更申請し、10月初めに審査会のあった被保険者について、9月分の介護報酬を10月に請求できるか？

請求できません（請求しても返戻になります）。市が国保連に伝送する受給者情報は9月末時点のものです。請求時に区分変更の結果が出ていても、市が伝送した台帳情報上は区分変更中となっているため国保連での審査で突合できないためです。

Q.2 要支援の被保険者が月途中で入院し、区分変更して要介護となった。当月中は介護予防サービスのみの利用だった場合、請求方法はどうなるか？

サービス提供事業所は、予防のサービスコードで請求します。ただし、請求明細には変更後の要介護状態区分とその有効期限を記載します。予防支援事業所は、介護予防支援費を請求します。ただし、給付管理票には被保険者欄に変更後の要介護状態区分とその有効期間を記載し、支給限度基準額は重い方の要介護状態区分の単位数を適用します。

また、月末時点で要介護の被保険者に対して、当月中に予防サービスののみを提供する給付管理を行った場合は、請求月の15日を目安に介護給付係へお知らせください。

※ 月額包括報酬の日割りの取り扱いについてはWAM NET掲載の令和8年5月25日付厚生労働省事務連絡「「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」Ⅰ-9 月額包括報酬の日割り請求にかかる適応」を確認してください。

6-3 受給者台帳情報に関する請求エラーについて (3/3)

Q.3 ロングショート利用中の被保険者が一時帰宅する日の自宅でのモニタリングについて、丁寧に必要性を説明しているにもかかわらず利用者家族が拒否しているため、ショートステイ先でモニタリングを行うこととしてよいのか？

モニタリングについては利用者が現に居住する居宅において行うこととされていますが、このような場合、運営基準第13条14号における「特段の事情」に該当すると考えられるため記録を残した上でショートステイ先でのモニタリングを行うことが認められます。

このほか、入院・入所、施設での感染症拡大による面会不可、利用者（家族）からのハラスメントなど利用者側の都合によりやむを得ず利用者の居宅を訪問し面会できない場合が「特段の事情」に該当すると考えられますが、電磁的方法による聞き取りや施設への訪問等により利用者の状態を確認し、その結果を記録してください。

Q.4 請求単位数より少ない単位数で請求が通ってしまったが、どうすればよいのか？

給付管理票記載の単位数が請求単位数より小さい場合、給付管理票記載の単位数まで減額された単位数で審査決定されることがあります。居宅介護支援事業所等と連絡を取り、給付管理票の誤りであった場合は、給付管理票の修正を依頼してください。

なお、請求単位数自体にも誤りがあった場合は、請求翌月に給付管理票の修正を依頼し、翌々月以降に過誤申立と再請求をしてください。

7-1 ケアプランデータ連携システムの介護保険資格確認等WEB サービスへの移行等について（再周知）

1 概要

令和9年1月に「ケアプランデータ連携システム」の「介護保険資格確認等WEB サービス（介護WEBサービス）」への移行が予定されている。なお介護WEBサービスの利用には利用登録が必要なため、まだ利用登録が完了していない事業所においては、資料04「介護保険最新情報Vol.1529 ケアプランデータ連携システムの介護保険資格確認等WEB サービスへの移行について」を確認のうえ、利用登録を進めること。

2 カードリーダーの購入経費等の助成金について

介護事業所が介護WEBサービスを利用する際に必要となるカードリーダーの購入経費等について、助成が行われていることから、未活用の事業所においては積極的に活用を検討すること。資料04参照。

＜申請方法＞：国民健康保険中央会の介護情報基盤ポータルにて申請

＜申請期間＞：令和8年5月7日（木）から令和9年3月12日（金）

3 その他留意事項

令和8年度介護職員等処遇改善加算の算定にあたり、ケアプランデータ連携システムの導入を誓約した事業所については令和8年度中に必ず導入（利用可能な状態にすること）すること。

7-2 ケアプランデータ連携システムの介護保険資格確認等WEB サービスへの移行等について（再周知）

4 参考情報（北上市内の事業所におけるケアプランデータ連携システムの導入状況）

サービス種別	導入事業所数 /事業所数
居宅介護支援	15/18
介護予防支援	4/6
訪問介護	9/17
訪問看護	6/11
定期巡回・随時対応型訪問介護	1/1
訪問リハ	2/3
福祉用具貸与	5/6

サービス種別	導入事業所数 /事業所数
通所介護	13/19
地域密着型通所介護	3/4
通所リハ※医療みなし指定を除く	2/3
認知症対応型通所介護	2/2
短期入所生活介護	3/11
短期入所療養介護	3/4

2026年8月18日時点WAMNETケアプランデータ連携状況より作成
(<https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsystop>)

8 市町村の区域を越えた地域密着型サービスの利用について

1 地域密着型サービスの基本的な考え方（原則）

地域密着型サービスは、要介護者等が住み慣れた地域で生活することを支えるため、市町村内のニーズに応じて、市町村が指定することにより提供されるサービスである。そのため地域密着型サービスの利用者は、原則その事業所が所在する市町村の被保険者（事業所所在地に住所を有する者）に限られる。

2 市町村の区域を越えた地域密着型サービスの利用について（例外）

しかしながら、同一サービスを提供する事業所が市町村内になく、他のサービスでは代替できない等の特別な事情により、市町村が必要であると認める場合には、事業所が所在する市町村の同意を得たうえで、事業所を指定することで市町村の区域を越えて利用することが可能となる。

3 北上市における取扱い

北上市の被保険者が他市町村に所在する地域密着型サービス事業所の利用が必要な場合は、北上市より施設が所在する市町村に協議を行うため、利用者ごとに必要な事情等を整理したうえで北上市に相談すること。

4 その他留意事項

- ・市町村の区域を越えた地域密着型サービスの利用については、市町村毎に取扱いが異なることから、利用の相談を受けた地域密着型サービス事業所担当者は、利用を検討している被保険者の保険者に相談すること。
- ・協議により必ず市町村の区域を越えた地域密着型サービスの利用が認められるものではないこと。
- ・市町村間の協議により利用が認められた場合においても、その後事業所の指定手続きが必要なことから、利用開始までには相応の時間を要すること。

各種提出・問合せ先について

本資料に関する問合せについては、下記のフォームを利用してください。

令和8年度集団指導問合せフォーム

URL:<https://logoform.jp/form/rtYq/1828494>

長寿介護課への問合せ先

問合せフォームQRコード



連絡先と主な担当業務

係名	電話番号（直通）	主な担当業務
高齢福祉係	0197-72-8217	・ 高齢者福祉の推進及び実施 ・ 老人福祉団体等の育成指導 ・ 高齢者相談 ・ 成年後見制度利用支援事業
介護給付係	0197-72-8218	・ 住宅改修、福祉用具購入の申請受付 ・ 食費、部屋代の負担軽減（負担限度額認定）の申請受付 ・ 介護保険サービスの利用者負担軽減（高額介護サービス費等）の申請受付
介護審査係	0197-72-8219	・ 要介護認定等 ・ 介護保険被保険者の資格取得及び喪失 ・ 被保険者証の交付及び回収 ・ 介護保険料の賦課、調定及び減免 ・ 介護サービスに係る苦情処理
包括支援係	0197-72-8221	・ 地域包括ケアシステム ・ 介護予防日常生活支援総合事業 ・ 在宅医療及び介護連携 ・ 認知症施策、生活支援サービス、介護予防事業 ・ 総合相談支援 ・ 地域包括支援センターに関すること